

令和8年4月2日
三次市立和田小学校
校長 古川 浩紀

保護者の皆様

三次市立和田小学校 情報発信・活用に関するガイドライン

(本ガイドラインの目的)

このガイドラインは、広島県三次市立和田小学校において、インターネットを活用して情報発信・情報活用をする上で児童の個人情報ならびに著作権等を保護するために定める。

(インターネット・ホームページ活用の目的)

1. 日常の学習活動において、インターネットの機能を効果的に活用し、児童の情報活用能力の育成を図るため。
2. 本校の学校経営方針、基本情報、「基礎・基本」等での学習状況などについて、ホームページを通じて情報を発信し、開かれた学校づくりを推進するため。

(ガイドラインの範囲)

1. このガイドラインが示す範囲は、インターネットによる発信のうち、不特定多数の人が閲覧可能な和田小学校ホームページ等の情報とする。
2. このガイドラインは、特定の人に向けた和田小学校からの電子メールまでは対象としない。しかし、電子メールによる個人情報の発信の際には、細心の注意を払う。これらの情報に関しては、校長が監督し、情報教育担当が指導する。

(個人情報の保護)

1. 和田小学校は、情報を発信する場合、基本的人権の侵害を防止するため児童の個人情報を保護する。
2. 個人情報とは、個人情報保護条例の示すように、児童個人が特定できる情報(住所、氏名、電話番号、生年月日、写真、所属、出席番号等)や、その児童個人に関する情報(成績、身体的特徴、家庭状況、健康状態等)をさし、これらを保護する。
3. 学校ホームページ等による個人情報発信の際には、事前に児童・保護者の許諾を得なければならない。その際、インターネットを通じて発信することの意義とともに、発信に関わる危険性についても十分に説明し了承を得た上で、その情報の保護に努める。

(個人情報の範囲)

和田小学校、および児童が発信する個人情報の範囲は、以下の各項目の定めるところとする。

1. 名前について

和田小学校ホームページ上では、原則として児童の名前は使用しない。しかし、校長が必要と認める場合は、事前に児童・保護者の許諾を得て、個人が識別されることのないよう十分配慮して情報を取扱、使用する。

2. 写真について

和田小学校ホームページ上で児童の写真を使用する際には、集合形態としたり、画像を加工したりして、個人が特定できないよう配慮する。個人が特定できるとは、写真と氏名等複数の情報が一致する場合を言う。

3. 住所・電話番号・生年月日など

和田小学校ホームページ上では、児童の住所、電話番号、生年月日、その他児童に関する情報等は、発信しない。

4. 児童の作品等について

和田小学校ホームページ上で児童の作品等を使用する場合は、作品の著作権は児童にあることをふまえ、事前に児童または保護者の許諾の上で使用することができる。但し、作品と児童本人の名前及び写真等が一致することがないように考慮する。また、児童の意見や主張を掲載する場合は、教育上効果のあるものとし、作品と同様に取扱う。

(ホームページ公開に関わる留意事項)

1. 児童本人または保護者から発信内容の訂正や削除の要請を受けた場合、速やかに発信内容を変更しなければならない。
2. 教育委員会や個人から発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに校内で協議し、適切な処置を講じる。
3. リンクについては基本的にフリーとする。和田小学校ホームページの著作権は校長に属する。

(教育目的に使用する場合の留意事項)

1. 授業等でインターネットを活用する際には、画像・文章・音楽など著作権に十分配慮し、児童の情報モラル意識を高める指導を徹底する。
2. 教育上有害な情報には、接続させない。
3. 個人的あるいは営利目的の利用等、本校の教育目的から外れた利用は禁止する。
4. 利用にあたっては、各教科・領域、特別活動や総合的な学習の時間の内容・目的に応じ、年間計画に基づいて使用する。

(その他)

1. その他、詳細については、「三次市立和田小学校情報管理規程」「三次市立和田小学校個人情報取扱規程」に準拠する。